

金融審議会第一部会

法制ワーキング・グループ報告書の概要

1. 課徴金制度の位置付け

課徴金による違反抑止の実効性を一層確保する観点から、制度のあり方について、所要の見直しを図るとともに、課徴金制度の適切な運用に努めていくことが重要

2. 課徴金の対象範囲と金額水準

不公正取引

(1) インサイダー取引

- ・過去の事案では、課徴金が実際の利得を下回る事例が多くみられた。違反抑止の実効性確保の観点から、より適切な水準へ引上げ

(2) 相場操縦等

- ・違反行為を実効的に抑止するために、より適切な水準へ引上げ
- ・相場変動型のみならず、安定操作取引を対象に追加

(3) 風説の流布・偽計

- ・違反行為を実効的に抑止するために、より適切な水準へ引上げ
- ・現行、課徴金の算定には風説の流布・偽計と相場変動の因果関係を認定する必要。制度の機動性を確保するため、この因果関係の認定を不要とする

(4) 他者の計算において行われるインサイダー取引等

- ・現行、課徴金の対象となるのは、自己の計算において行われたインサイダー取引等。他者の計算において行われたインサイダー取引等を対象に追加

開示規制違反

(5) 発行開示書類・継続開示書類等の虚偽記載

- ・違反行為を実効的に抑止するために、より適切な水準へ引上げ
- ・現行、訂正報告書においても虚偽記載がある場合でも、課徴金の金額が追加されない。訂正報告書における虚偽記載について、追加的な課徴金の賦課を可能とする

(6) 発行開示書類の不提出

- ・新たに課徴金の対象とする

(7) 継続開示書類の不提出

- ・新たに課徴金の対象とする

(8) 公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出

- ・新たに課徴金の対象とする

3. 課徴金制度等に関するその他の論点

(1) 課徴金の加算・減算

- ・繰返し違反に対する加算措置を導入
- ・企業が社内の違反行為を早期発見・早期申告した場合などに限定して、減算措置を導入

(2) 除斥期間

- ・現行3年を例えば5年に延長

(3) 審判手続

- ・円滑・適正な実施等の観点から、所要の見直し